



Title	<書評>石田勇治・川喜田敦子編『ナチズム・ホロコーストと戦後ドイツ 現代ドイツへの視座：歴史学的アプローチ 2』
Author(s)	井上, 健太郎
Citation	Sprache und Kultur. 2023, 42, p. 25-31
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/90039
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

書評

石田勇治・川喜田敦子編
『ナチズム・ホロコーストと戦後ドイツ
現代ドイツへの視座——歴史学的アプローチ2』

勉誠出版、2020年

井上健太郎

ここで取り上げる『ナチズム・ホロコーストと戦後ドイツ』は、3巻本のシリーズ『現代ドイツへの視座——歴史学的アプローチ』の一冊である。本シリーズは、21世紀の現代ドイツの政治、社会、文化に見られる多様性を深く理解するために、18世紀後半から21世紀におけるドイツの歴史を様々な観点から考察したものである¹⁾。その第2巻にあたる本書によれば、現代ドイツ史研究にとって不可避の要素が3つ存在する。すなわち、(1) ナチズム・ホロコースト・戦争の経験、(2) 東西分断の歴史と東ドイツにおける独裁の経験、(3) 自由民主主義の経験である。こうした考えに基づいて、本書は、戦後ドイツのあらゆる領域に大きな影響を残してきたナチ・ドイツをめぐる諸問題を、上記3要素の観点から解明することを目指した論集となっている。

以下では、本書の構成と各章の内容を紹介するとともに、それに対する評者のコメント・考えを簡潔に述べる。

本書の構成は以下の通りである。

序文

第1部 両義的近代へのアプローチ

第1章 教育刑と犯罪生物学——ヴァイマルからナチズムへ

第2章 ナチ強制収容所とドイツ社会

第3章 戦間期ドイツにおける民間防空共同体——実践のフォルクスゲマインシャフト

第2部 第二次世界大戦とナチズム・ホロコースト

第4章 ある種の幻肢痛——戦間期のレーベンスラウム構想

第5章 入植と大量虐殺による「ドイツ民族」の創造——「東部総合計画」と学術的民族研究

第6章 ポーランドとホロコースト——イエドヴァップネからの問いかけ

第7章 スイスのホロコースト関与とその後——難民政策を中心に

第3部 ナチズム後のドイツ

第8章 戦後ドイツ司法によるナチ犯罪追及——占領期から今日までの展開とその所産

第9章 フリッツ・バウアー——ナチの過去に挑んだ検事長の狙い

第10章 西ドイツの戦争賠償と「ナチ不法に対する補償」——ドイツ在外財産に着目して

第11章 ナチズムの長い影——1945年以降のドイツにおける過去をめぐる政策と記憶の文化

第12章 ナチ強制収容所体験と生存者たちのその後

第13章 過去との断絶と連続——1945年以降のドイツと日本における過去との取り組み

第14章 連邦大統領の演説と想起の文化

第1部のテーマはナチズムと「近代」の関係である。

第1章は、19世紀後半以降の行刑改革運動と犯罪生物学とがヴァイマル期からナチ期にかけていかに相互に結び付いていったのかを論じたものである。そこではとりわけ、近代社会が生活世界内の諸要素を同質なものと異質なものに分ける際、前者が統合され後者が排除されてきたという近代の二面性が論じられている。本章は、このような包摂と排除という両義性こそがホロコーストの初期条件となりえたというジーグムント・バウマンの説²⁾を援用している。しかし本章はバウマンの説に従うのみではない。たしかに本章は、改善可能な受刑者には教育を施して社会へと再統合し、改善不可能者は社会から排除するというプロセスに、まさにバウマン的な意味での「近代の両義性」を見ている。だが本章は、ヴァイマル期の行刑改革においては厳格な処罰へと傾かせる応報思想という旧来の刑罰觀が残存することで、実質上は近代の包摂的な面ではなく排他的な側面のみが強

調されたとも述べている。この点に、バウマンの説に対する本章の新規性を見ることができるだろう。

第2章はナチ強制収容所とドイツ社会との関係を扱う。ダッハウをはじめとする強制収容所は、当初は政敵の収監所であったが、やがては「共同体異分子」を排除する暴力装置へと変質した。本章は、このような強制収容所を再教育施設と喧伝するナチ指導部のプロパガンダに際したドイツ国民を、収容所を「必要悪」と見做して沈黙を守ったかあるいは消極的な同意を与えた人々として描いている。その意味で本章は、ナチ体制と一般のドイツ人との一種の共犯関係を論じたものとなっている。その点で本章は示唆に富むが、本章の依拠するロバート・ジェラテリーの研究以後、ここ20年間での研究動向は考慮されておらず、最新の先行研究の分析がなおざりになっている点は物足りなく思われる。

第3章は、ナチ党が掲げたフォルクスゲマインシャフト（民族共同体）という理念を、戦間期の民間防空共同体という具体的的事例の分析を通して考究したものである。ここではフォルクスゲマインシャフト研究の流れを丁寧に追うことによって、民間防空がフォルクスゲマインシャフトの実践として行われたものであるという事実が明らかにされている。特にナチ期の民間防空が住民の帰属意識や相互扶助を促すだけでなく、戦争準備の一環を担い、さらには人種主義政策を補完するものであったという本章の指摘は示唆に富む。また、ヴァイマル期の民間防空の宣伝や動員の手法はナチ期においても基本的に同様の形で受け継がれたという指摘も興味深い。であればこそ、第二次世界大戦中の防空政策がどのように機能したのかという問題への分析がない点が勿体ないように思われる。1943年以降に激化する連合軍による空襲へのドイツ国民の反応等、ここと関連してさらに検討すべき問題は多いと言ってよいであろう。

第2部では、侵略戦争とナチズムとの結合によって生じた暴力の実態が論じられる。

第4章は、ナチ・ドイツの拡張主義・絶滅政策と強く結び付く「レーベンスラウム」構想をテーマとする。本章の主眼は、レーベンスラウムとヒトラーの「土地」概念との微妙な、だが重大な相違を浮き彫りにすることにある。本章によれば、そもそもレーベンスラウムという用語は、『我が闘争』の中ではほとんど使用されず、用いられる場合でもドイツの領域的狭隘さを侵略によって克服するという一般的な領域拡張政策の文脈においてのみであった。こうした元来は地政学的な

レーベンスラウム概念が、アーリア人種発展のための食糧供給基盤としての人種イデオロギー色の強い「土地」概念と結び付くことによって、ナチ・ドイツの侵略主義計画は実践性を帯びていったという著者の主張は、レーベンスラウムをナチ・ドイツの侵略戦争・絶滅政策とのみ結び付けて論じてきた先行研究に対する重大な提言であると言える。一方で、本章の問題点としては、「反共思想」の問題が考慮されていないという点が挙げられる。ヒトラーは人種主義と反共思想を結び付け、それを領土拡張の根拠としていたのであり³⁾、レーベンスラウム構想には反共思想の分析が不可欠である。しかし本章では、反共思想が「土地」概念の文脈においてどのような位置づけを得ているのかについての分析はなされていない。

第5章では、第二次世界大戦期の「東部総合計画」(ユダヤ人やスラブ系住民といった「共同体異分子」の追放・殺害計画)が、ヴァイマル期の人文社会科学、とりわけ民族研究の構想に立脚して立案・実施された点を明らかにしている。ヴァイマル・ナチ両時代に見られた学問と政治との関係が有する現代的意義を強調する本章は、政治と学問の関係という現代社会にも通底する問題に一つの示唆を与えるものと言えるであろう。

第6章と第7章は、ポーランドおよびスイスとホロコーストとの関係に光を当てた論考である。ナチ・ドイツの被害者のポーランド住民がユダヤ人虐殺に協力する一方で、中立国であるスイスはユダヤ人難民受け入れの停止と国境封鎖を実施していた。このように、一方で被害者や部外者のように見えたものが、他方で加害者でもあったという二面性を本章は明らかにしている。こうした二面性は、本章で取り扱われたポーランドとスイスに限らず、その他の欧洲諸国についても言えることであり、これらの被占領国の人々が戦後になって自らの犯罪にどのように向き合ったのか、あるいはどのように向き合い続けているのかは、現代史研究の重要なテーマである。こうしたテーマに関わるこの2章は、被害者はときに加害者にもなりうるという警告も与えてくれる。

第3部では戦後ドイツを覆い続けるナチズムの影が論じられる。

第8章と第9章は戦後西ドイツ司法によるナチ犯罪追及に焦点を当てている。第8章は戦後から現在までのナチ犯罪訴追の歴史を概観しているが、その内容はこれまでの章における研究内容と大差がない⁴⁾。そのためこの章はむしろ、第3部の導入と位置づけられるであろう。第9章はドイツ人の「再教育」と法改革を目指したフリッツ・バウアーの活動および西ドイツ社会の規範意識の特徴を明ら

かにしている。バウアーと言えばアウシュヴィッツ裁判で有名だが、それより以前のレーマー裁判と死刑廃止論争における彼の活動に焦点を当てている点が第9章の特徴となっている。特に本章で特筆すべきは、大半の西ドイツ国民が示したレーマー裁判への無関心が明らかにされている点、また、死刑制度廃止に反対する世論の文化的・心理的背景に、権威への服従や応報刑主義を特徴とするドイツ的な規範意識があったという事実が強調されている点である。ドイツ基本法の理念である「人間の尊厳」の普及を目指すバウアーの行く手を阻んだものこそが、このような規範意識であったとする本章は、ナチ犯罪追及とドイツ人の深層心理との複雑な関係を巧みに描き出していると言える。

第10章は、西ドイツのナチ被害補償政策の枠組み転換をドイツ在外資産に着目して論じている。本章は、1950年代から60年代の救済政策の転換の流れを冷戦構造・国際政治の文脈の中で丁寧に辿っている。本章はまた、救済政策の背景に西ドイツと補償を求める西側諸国との間の問題意識のギャップが存在し、それが外国籍のナチ被害者救済のための二国間協定交渉や在外資産返還問題に影響を与えたことも明らかにしている。当時の国際情勢とともに、こうした西ドイツと西欧諸国間の利害対立も考慮に入れている点で、本章の視野は広いものとなっている。

第11章は「記憶の文化」をキーワードに、東西ドイツにおけるナチ被害者・加害者にまつわる記念碑や記念施設の変遷を論じる。本章は、東ドイツにも広く言及している点、記念碑政策における東西ドイツ間の相違を指摘している点、また、再統一後の旧東ドイツの「記憶文化」の影響を論じている点で、東西両ドイツを視野に入れたバランスの取れた叙述となっている。また、「過去の克服」やナチ犯罪への取り組みに関する研究は、しばしばその被害者に焦点を当てがちだが、本章は加害者にまつわる記憶・警鐘碑にも言及しており、その点でもバランスの取れたものとなっている。さらに、具体的事例としてベルリンにある様々な記念碑の解説がなされているため、本章は一種の観光案内書としても読むことができる。ただし本章では、「記憶の文化」の諸要素は一都市に限定されるものではないと説明されながらも、肝心の事例がベルリン市に集中しており、その点にいくらか矛盾が存在するように見受けられる。

第12章は、著者のラインハルト・リュールップが2008年3月15日の現代史研究会で行った講演の原稿を翻訳者が訳出したもので、内容としてはナチ強制収容

所からの生還者とその心理状況を論じた一種のオーラル・ヒストリーとなっている。本章での叙述で印象的なのは、収容所からの解放が生存者の苦痛を癒すのではなく、逆に時の経過とともに苦痛を増幅させていったという点である。このようなナチ・ドイツの戦後における影響は、生存者だけではなくその子孫にも至っている。生存者の子孫は自分の両親・祖父母が受けた苦痛を意識せざるを得ないのである。それは加害者の子孫にも言えることであろう。彼らもまた、自分の親や祖父母が犯した犯罪に付きまとわれている。生存者、加害者の多くが亡くなってしまった今日においてなお、彼らの声と向き合っていくことが今を生きる我々の課題であることを、本章は語りかけている。

第13章は、第二次世界大戦後の日本とドイツにおける過去との取り組みを扱う。戦前の両国は似たような道を辿ったにもかかわらず、戦後の過去への取り組みは対照的であるとしばしば言われる。本章は、そこから安易に導かれる「ドイツは優等生、日本は劣等生」という単純な見方を不十分なものとして退け、両国それぞれの類似点と相違を歴史・国際関係・文化という「構造的条件」の観点から実証的に比較考察している。とりわけ、これまで日独比較において注目されてこなかった「文化的な解釈枠組みの違い」に焦点を当て、キリスト教と神道・仏教における罪の告白、浄化や懺悔の意義の相違、親や祖父母世代あるいは祖先とのつながりの意識の相違を詳述しているのは、本章の真骨頂と言えよう。21世紀に入り日本は、歴史認識や旧日本軍の戦争犯罪をめぐって隣国と政治的対立に陥っている。そうした状況にあって重要なのは、この対立の構造的原因を探り、理解することである。その理解のために、本章の日独比較は一つの意義を有していると言えるであろう。

第14章は、21世紀のドイツ連邦大統領の演説に着目したもので、本書の総括的論考である。この章は、ナチ時代の負の歴史を繰り返さないというメッセージが、基本法や演説といった法的・政治的領域だけでなく、展示・博物館・記念碑・演劇・美術といった人文学的領域にも込められていることを示している。過去を想起し続けるこうした姿勢を著者は、ドイツの新たな政治文化と呼んでいる。本章の特色は、歴代の連邦大統領の演説をこの文化の脈絡に位置づけている点であり、その点で本章は、連邦大統領の演説からドイツの新しい政治文化を読み解こうとする試みにもなっている。

註

- 1) 石田勇治・福永美和子編、『想起の文化とグローバル市民社会 現代ドイツへの視座——歴史学的アプローチ1』、勉誠出版、2016年、ii頁。
- 2) ジークムント・バウマン、『近代とホロコースト』、森田正典訳、大月書店、2006年。
- 3) イアン・カーショー、『ヒトラー 1889-1936年 傲慢』、川喜田敦子訳、白水社、2015年、271-276頁。
- 4) 例えば、石田勇治、『過去の克服——ヒトラー後のドイツ（新装版）』、白水社、2014年を参照。